民主党・住まいと仕事の確保法案について

派遣労働者等の就労支援のための住まいと生活の支援

民主党非正規雇用対策 PT 座長 細川律夫 同事務局長 小林正夫

○ 製造業を中心に派遣労働者や期間従業員ら非正規労働者の削減が進んでいる。雇用不 安は社会不安に直結する深刻かつ重大な問題であり、緊急対策を実施する必要がある。 民主党は以下二点について法案(雇用保険法改正案)を作成し、今国会に提出をめざ す。

(1) 住居から退去を余儀なくされた労働者への援助

- 非正規労働者の中には十分な職業訓練を受けていないケースもあり、また、失業しても雇用保険の失業等給付の受給資格を欠き、スムーズに再就職に結びつかないことも多い。特に、会社に指定された寮や借り上げマンションに住みながら働く派遣労働者は、雇い止めと同時に住まいを失うことになり、すでに雇い止めを通告された労働者からの相談も増えている。雇い止めされる期間労働者も同様の心配を抱えている。ネットカフェ等で寝泊りし、住居がないことから安定した就職が難しい「ハウジングプア」の若者などに対しては、カウンセリングや業職紹介、職業訓練、賃貸住宅への入居など必要な支援を緊急に実施する必要がある。
- そこで民主党は、この冬を越すための対策として、雇用保険と生活保護制度との中間に位置するセーフティネットとして、「能力開発・住宅・生活・就労支援制度」(仮称)を創設し、住宅手当を含む経済的支援を行う。これは、これまでの住宅政策の抜本改革でもあり、「すべての人に安定した住居を保障する」という基本理念のもと、縦割り行政を廃し、ハローワーク・地方自治体・企業の連携のもと、雇用と福祉、住宅政策の隙間をなくすことがポイントである。
- 想定する主な内容は次のとおりで、雇用保険改正案に盛り込む。
 - 【対象者】 失業により住居がなくなった元・派遣労働者や、住居があっても雇用保 険の受給資格がなく困窮している失業者など。

【支援内容】以下、①~③をセットで行う。

- ①職業・教育訓練あるいは職業紹介
- ②住宅(アパートやワンルームマンション、雇用促進住宅や公営住宅等の提供や住宅の賃貸に必要な初期費用の支援、公営宿泊施設の提供)を含めた生活支援(借り上げによる現物貸与)
- ③現金貸与
- 【実施主体】住まいと仕事の相談機能の一元化が望ましく、当面、ハローワークで実施する。ただし、大都市を中心に現在展開している「チャレンジネット」については、支援を継続拡充する。
- 【受給要件】(1) 労働者派遣や期間の定めのある雇用を通じて、雇用の実績が例えば

過去半年以内にあること。

- (2) 現に生活する住居(自己保有・賃貸等)が確保されていないこと。 ただし、生活保護受給の際の資力調査などは実施しない。
- (3) ハローワークにおいて求職登録をし、カウンセラーによる相談や助言、情報提供を受け、「個別就業支援計画」のもとで職業指導や必要に応じて企業等での職業訓練を受けることができ、就職に結びつける意欲が見込まれること。
- 【現金貸与】雇用保険の失業給付と生活保護基準(生活扶助)を勘案するが、地域事情等に応じて月3万円~10万円とする。
- 【返済方法】返済は6ヵ月後からとし、以下の場合、返済を免除する。
 - ○ハローワークの紹介により就職し、継続した雇用が見込まれる。
 - ○職業訓練先において、熱心に受講していると認められ、雇用が見込まれる。
- 【必要財源】〇現金給付については、5万人が利用すれば最大で年間600億円の予算が必要。
 - ○アパート等入居に必要な初期費用及び家賃の支払いに必要な資金を一人あたり100万円(大都市圏)と想定し、5万人が利用すれば最大で年間500億円の予算が必要。
 - ○緊急対策ということもあり、労働保険特別会計雇用勘定の二事業のうち、雇用安定事業のメニューとして実施する。平成19年度決算ベースで、雇用安定資金残高は1兆679億円となっている。

(2) 住宅を引き続き提供する派遣元や派遣先に対する助成

○ 寮や借り上げアパートに住んでいる労働者にとっては、雇用契約が喪失しても、次の雇用がみつかるまで、同じ場所で入居を継続できれば住民票も確保できる。寮を賃貸している派遣事業者等には派遣労働者に即時退去を通告せずに一定期間居住できるよう配慮を求める。また、住居を一定期間(例えば6ヶ月)提供した事業主(派遣元・派遣先事業所)に対しては、家賃助成等を行う(雇用保険法改正案)。これも雇用安定事業のメニューとして実施する。

このほか、以下の点について取り組む。

- 労働者派遣の契約停止等について、全国的な状況を早急に調査する。
- 特に障害者や難病患者の雇用確保は不況期に一層厳しくなることから、ハローワーク等における相談機能を強化する。
- 外国人労働者の雇い止めなど雇用・労働に関わる相談窓口をハローワーク等に開設 し、通訳を配置するなどきめ細かい相談に応じる。

以上

民主党・雇用保険制度の拡充でセーフティネットと雇用を確保 雇用される人は全員雇用保険制度に加入

民主党非正規雇用対策 PT 座長 細川律夫 同事務局長 小林正夫

- すべて国民は雇用・社会保険・生活保護のいずれかの社会的セーフティネットに支えられるはずである。しかし、非正規労働者、長期失業者、地域の零細企業経営者、障害者、一人親世帯、高齢の単身女性などの中には、社会的セーフティネットたる厚生年金、雇用保険、被用者健康保険に加入できず、国民年金や国民健康保険の保険料を払えない層が増大している。
- それにもかかわらず、労働者のセーフティネットの基本である雇用保険制度について、政府与党は保険料率を向こう1年間下げ、3000億円を労使に還元するとの方針を出している。事業主や雇用を維持する勤労者にのみ、その恩恵を還元するかのような対応はピントはずれとしかいいようがない。昨今の経済状況と今後の雇用情勢の厳しさを勘案すれば、雇用保険料率を維持してでも、労働保険特別会計雇用勘定を利用して失業者の就労支援や住宅支援を緊急的に実施し、雇用のセーフティネットとしての機能を存分に発揮させることに多くの国民は納得するだろう。
- そこで、雇用保険制度については、速やかに以下の改正・改革を行い、非正規労働者も含め、雇用保険のセーフティネットを強化する。
 - ➤ 【適用範囲】現在、派遣労働者などで一年未満の雇い止め規定がある場合などは雇用保険に入ることができないことから、これを改善し、雇い止め規定の有無にかかわらず、雇用保険の被保険者となるよう雇用保険法を改正する。これにより、雇用される人は全員、雇用保険に加入することとなる。(民主党の労働者派遣法改正案に盛り込み済)。
 - ▶ 【短期雇用特例被保険者の扱い】同一の事業主に引き続き被保険者として雇用 される期間が一年未満の派遣労働者を短期雇用特例被保険者とする。
 - ▶ 【受給資格要件】基本手当の受給資格要件のうち、被保険者期間について現行 の12月を短縮して、元の6月に戻す。
 - ▶ 【雇い止め労働者の扱い】雇い止めに伴う失業者について、非自発的失業者= 特定受給資格者とする。
 - ▶ 【基本手当の日額】基本手当について、賃金日額が4060円以下については、給付率を100%とし、それ以上の賃金日額の基本手当日額についても給付率を調整する。
 - ➤ 【給付日数】一年以上被保険者であった非自発的失業者のうち、35 歳以上 60 歳未満について、現行の給付日数に 30 日を加算する。
 - ▶ 【特例一時金の給付日数】特例一時金の給付期間を延長(60日分)する。
 - ▶ 【国庫負担】雇用保険の国庫負担を堅持し、本則どおり4分の1に戻す。
 - ▶ 【保険料】雇用保険料率及び雇用保険二事業に関する料率の引き下げは当面行わない。

以上

現行制度と民主党案、政府・与党案の違い

	現行制度	民主党案	政府・与党案の方向性
適用範囲	1年以上の雇用見込みがあること	・31 日以上の雇用期間で加入 ・派遣労働者について、短期 雇用特例被保険者に	6ヶ月以上の雇用見込み
基本手当の 受給資格要 件	1年以上の被保険者期間	半年以上の被保険者期間	変更なし
雇い止め労 働者の扱い	以下の場合、特定受給資格者 (=非自発的失業者) ● 期間の定めのある労働契 約の更新により三年以上 引き続き雇用されて、契約 更新がなかった場合 ● 一年未満の労働契約が更 新されると明示されてい たのにされなかった場合	原則として、特定受給資格者	以下の場合、特定受給資格者に追加 〇 希望したにもかかわらず、雇用期間1年未満で契約 更新されなかった場合 ○ 雇用期間1年以上3年未満で契約 更新されなかった場合(暫定措置) ○ 労働契約が更新されるとりまれなかった場合
基本手当の 日額(給付 率)	60 歳未満の場合、4060 円以下 で80%、11750 円以上で50%。 その間は80~50%。	賃金日額 4060 円以下は給付率 100%に	変更なし
給付日数	 ○ 特定受給資格者の場合、1 年未満 90 日、1 年以上、5 年未満、5年以上10年未満、10年以上 20年未満、20年 以上で年齢刻み。最高 330日まで ○ 一般の離職者の場合、1年 以上で 90日から最高 150日まで 	1年以上被保険者であった特 定受給資格者のうち、35 歳 以上 60 歳未満については、 現行の給付日数に 30 日ずつ 加える	○ 再就職が困難な場合、公 共職業安定所長が必要 と認めた者に60日延長 ○ 再就職手当てについて 引上げ
特例一時金	本則 30 日、当面 40 日	60 日に延長	変更なし
国庫負担	失業者への給付は国庫負担原 則4分の1。ただし当分の間本 来の負担額の55%に引き下げら れている	国庫負担は国の雇用責任を 明確化するものであり維持。 本則どおり4分の1に戻す。	減額。いずれ負担ゼロに?
保険料率	失業等給付の保険料は労使折 半で1,000分の12 →20万円の給与の場合、労使の 保険料は各々月額1200円	現行のまま	0.4%引き下げ

[※]特例一時金は「短期雇用特例被保険者」が失業した場合に払われる雇用保険給付。季節的に雇用される人又は短期の雇用に就くことを常態とする人を指し、原則として離職日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヶ月以上あることが必要。

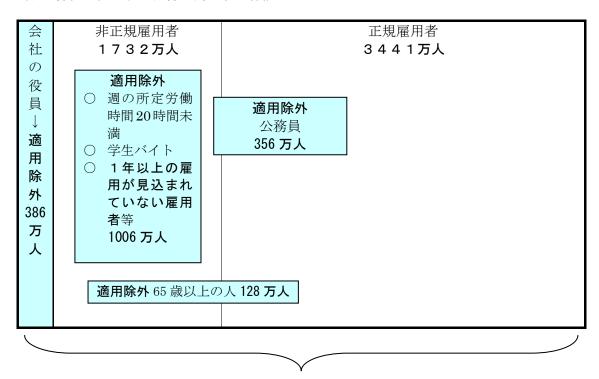
(参考1) 雇用期間ごとの雇用保険被保険者の適用範囲

雇用期間	1-30 日	31 日以降		1年以上
現行制度	日雇労働求職者給付	1 年以上の雇用が見込まれて いなければ適用除外		・1年以上の雇用が見込まれれば適用 ・1年以上の雇用が見込まれていなかっ たが、一年たった場合、その時点から 適用(さかのぼって適用はされない)
民主党案	日雇労働求職者給付	一般被保険者として適用 派遣労働者について、短期雇用特例被保険者に		
政府・与党案	日雇労働求職者給付	適用除外	6ヶ月以上の雇用が見込まれれば適用?	

(参考2) 雇用保険適用者のイメージ図

雇用者数(労働力調査) 5561万人のうち 雇用保険被保険者は3685万人(白地部分) 雇用保険の適用されていない雇用者数は1876万人(色地部分)

- →雇用者の約3分の1は雇用保険に入っていない!
- →非正規雇用者のうち、約6割は雇用保険に入っていない!!



雇用者数 5561 万人

※非正規雇用者:正規雇用者の割合=約3:7

雇用保険法の一部を改正する法律案 骨子案

ー 住宅からの退去を余儀なくされる派遣労働者等に対する援助等

政府が行う雇用安定事業に、次に掲げる事業を追加するものとすること。

- ① 解雇等に伴い雇用主又は派遣先から提供されていた住宅からの退去を 余儀なくされる派遣労働者、失業等給付を受給することができず生活に 困窮している失業者等に対して、再就職のための職業紹介及び職業指導、 公営住宅への入居における特別の配慮等住宅への入居の支援、生活上の 支援その他必要な援助を一体的に行うこと。
- ② 派遣労働者等に住宅を提供していた雇用主又は派遣先であって、当該派遣労働者等をその解雇等の後も引き続き当該住宅に居住させているものに対して、必要な助成及び援助を行うこと。

二 失業等給付の拡充等

1 適用対象者の拡大等

派遣労働者及び短時間労働者を、雇用保険の適用対象者とするものとすること。

2 短期雇用特例被保険者の範囲の拡大

同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が一年未満である雇用に就く派遣労働者を、短期雇用特例被保険者とするものとすること。

3 基本手当の受給資格要件の改正

基本手当の受給資格要件について、離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して六箇月以上であれば受給資格を取得できるものとすること。 (現行:原則として、離職の日以前二年間に被保険者期間が通算して十二箇月以上であったとき)

4 特定受給資格者の範囲の拡大

雇止めにより離職した者を特定受給資格者とするものとすること。

5 基本手当の日額の引上げ

基本手当の日額を、4060 円未満の賃金日額の場合に賃金日額の100% (現行:80%) とし、4060 円以上の賃金日額の場合に賃金日額の100% ~50%(現行:80%~50%) とするものとすること。

6 特定受給資格者に係る所定給付日数の引上げ

(1) 基準日において35歳以上45歳未満である特定受給資格者に係る所

定給付日数を、30日延長するものとすること。

	被保険者期間			
	1年以上	5年以上	10 年以上	20 年以上
	5 年未満	10 年未満	20 年未満	
現行	90 日	180 日	240 日	270 日
改正後	120 日	210 日	270 日	300 日

(2) 基準日において45歳以上60歳未満である特定受給資格者に係る所 定給付日数を、30日延長するものとすること。

	被保険者期間			
	1年以上	5年以上	10 年以上	20 年以上
	5 年未満	10 年未満	20 年未満	
現行	180 日	240 日	270 日	330 日
改正後	210 日	270 日	300 日	360 日

7 特例一時金の支給額の引上げ

特例一時金の支給額を、基本手当の日額の60日相当分(現行:40日相当分)とするものとすること。

8 国庫負担に関する暫定措置の廃止

失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額について、本来の額の 55%としている暫定措置を廃止するものとすること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、平成21年4月1日から施行するものとすること。ただし、 一は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定め る日から施行するものとすること。
- 2 経過措置その他所要の規定を整備するものとすること。